

アワード規約

(目的)

第1条 この規約は、アワード規程（以下「規程」という。）第3条の定めに基づき、アワード申請にかかる細則及び手数料等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 規程及びこの規約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) SWL とは、アマチュア局の電波を受信する者をいう。
- (2) 「移動範囲」とは、アワードの申請者が申請に用いる QSL カードに記載された交信（SWL にあっては受信をいう。以下同じ。）を行なった場所の地域範囲をいう。
- (3) 「エンティティ」とは、ARRL の定めた DXCC リストにより区分された国、地域、島、特別区域などをいう。
- (4) 「市」とは、日本国内の市をいう。都・府・県・振興局（北海道の「振興局」をいう。以下同じ。）が異なる同名の市は異なった市とする。なお、東京都の 23 の特別区は、それぞれ 1 つの市とみなす。
- (5) 「郡」とは、日本国内の郡をいう。ただし、都・府・県・振興局が異なる同名の郡は異なった郡とする。なお、東京都の大島、三宅、八丈及び小笠原の各支庁は、それぞれ 1 つの郡とみなす。
- (6) 「区」とは、日本国内の政令指定都市の区をいう。都・府・県・振興局が異なる同名の区は異なった区とする。ただし、東京の 23 の特別区は含まない。
- (7) 「ゲストオペ」とは、アマチュア局の免許人又は構成員以外が運用することをいう。

(移動範囲)

第3条 アワード申請にかかる交信又は受信は、次の移動範囲であること

- (1) 日本国内のアマチュア局（SWL）は、日本国内において交信（受信）したものであること
- (2) 日本国外のアマチュア局（SWL）は、同一エンティティ内において交信（受信）したものであること

(交信条件)

第4条 アワード申請にかかる交信（受信）は、次の条件を満たしていること

- (1) 昭和 27 年 7 月 29 日以降の交信（受信）であること
- (2) レピータ（アマチュア衛星を除く。）を使用した交信（受信）でないこと
- (3) 他の無線局を介した交信（受信）でないこと

(計数条件)

第5条 交信（受信）局数の計数条件は、次のとおりとする。

- (1) 周波数帯が異なる同一コールサインの局との交信（受信）は別の局として取り扱う。
- (2) 同一コールサインであっても免許人が異なる場合は別の局として取り扱う。
- (3) アマチュア衛星を使用した交信又は受信は一つの周波数帯として取り扱う。

- (4) 全市、全郡、全区との交信（受信）とは、最終交信（受信）時点で、現存する全ての市、郡、区との交信（受信）を終えたことをいう。
- (5) 市郡区の区域又は名称が変更となった場合、変更前の交信（受信）は、変更前の市郡区の名称においてのみ有効とし、変更後の市郡区としては計数できない。
- (6) 政令指定都市が新設された場合、新設前の交信（受信）は、変更前の市の名称においてのみ有効とし、新設後の区としては計数できない。
- (7) JCC、WACAにおいて東京都の23の特別区は、平成22年4月1日以降の交信（受信）から、それぞれの区を市として計数すること。また、平成22年3月31日以前の交信（受信）において、東京都の23の特別区を一つの市として計数しアワードを取得している場合は、遡って減数することはない。
- (8) AJAにおいて東京都の23の特別区は、平成22年4月1日以降の交信（受信）から、それぞれの区を市として計数すること。ただし、この場合、平成22年3月31日以前の交信（受信）において、区で計数済みの場合は市として加数できない。

（申請者条件）

第6条 複数のコールサインで得たQSLカードは、免許人が同一であれば、同一局のものとする事ができる。ただし、社団局を含むことは出来ない。

2 ゲストオペによる交信によって得たQSLカードは、アワード申請には使用できない。ただし、ゲストオペによって運用された局が発行したQSLカードはアワード申請に使用できる。

（ステッカー）

第7条 交信（受信）局数を計数するアワードについては、次のとおりステッカーを申請により発行する。

- (1) JCC、JCGは、追加の50について発行する。
- (2) AJAは、1,000から3,000までは追加の50ごとに、3,000を超えるものは追加の250ごとに発行する。
- (3) WASAは、100を超えるものについて、V・U・SHFは50ごと、HFは100ごとに発行する。

（特記）

第8条 規程第4条の定めに基づく特記の種類と適用するアワードは規程別表のとおりとする。

2 同一申請において複数の特記を希望する場合、特記の最大数は3とする。

3 特記で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「運用モード」とは、電波の型式の通称をいい、「運用モード」の種類は、「AM」、「ATV」、「CW」、「FAX」、「FM」、「SSB」、「SSTV」、「Digital」、「D-STAR」とする。
- (2) 「Satellite」とは、アマチュア衛星を用いた交信（受信）をいう。
- (3) 「QRP」とは、申請に用いたQSLカードに記載された交信において、申請者が用いた送信機の空中線電力が5W以下の場合をいう
- (4) 「QRPp」とは、申請に用いたQSLカードに記載された交信において、申請者が用いた送信機の空中線電力が0.5W以下の場合をいう。

- (5) 「EME」とは、月面反射通信による交信（受信）をいう。
- (6) 「移動範囲」は日本国内のアマチュア局（SWL）からの申請にのみ適用する。「移動範囲」は「コールエリア」、「都道府県」、「スクエア」の3種類とし、申請に用いた QSL カードに記載された交信（受信）について、申請者がそれぞれ同一区域内で交信（受信）した場合をいう。なお、「コールエリア」とは、日本のアマチュア局のコールサインに含まれる数字によって区別された区域をいう。また、「スクエア」とは、IARU が定めた「グリッド・スクエア・ロケータ（グリッド・ロケータ）」のうち、「フィールド」及び「スクエア」の4文字で表現される区域をいう。

4 AJD、WAJA、JCC、WACA、ADXA、HAC に限り、次の場合に発行順位を特記する。ただし、この特記は10番までとする。

- (1) 周波数帯が1.9MHz 以下及び50MHz 以上の場合
- (2) 運用モードがATV、CW、FAX、Digital、D-STAR、SSTV の場合
- (3) Satellite の場合
(代行申請)

第9条 規程第8条の定めに基づく申請のうち、手続きの一部を代行するアワードは、IARU が発行するWAC、5BWAC、6BWAC とする。

2 規程第8条の定めに基づく申請に必要な証明書とは、外国のアマチュア無線連盟等で発行するアワードの申請に必要な QSL カードの所持証明とする。

(副賞)

第10条 WACA、HACA、WAGA、HAGA、V・U10,000局賞については、申請者からの申し出により有償で盾を贈る。

(アワードマスター)

第11条 JARL が発行したアワードの取得枚数に応じて、申請により JARL アワードマスター（以下、「マスター」という。）に認定し、認定証及び副賞を有償で贈る。

2 マスターの種類と取得が必要なアワードの枚数は、次のとおりとする。

- (1) ブロンズ： 10枚
- (2) シルバー： 25枚
- (3) ゴールド： 50枚
- (4) プラチナ： 100枚

(申請方法)

第12条 アワード及びステッカーの申請は、次によること。

(1) JARL 制定若しくはそれと同一形式のアワード申請書（以下、「申請書」という。）と QSL カードリストを用いること。AJA の申請においては、累計記録表も提出する。

電子申請については、JARL ウェブサイトを参照すること

(2) 申請書においては、申請要件に必要な QSL カードの所持を自己宣誓すること。QSL カード又は、QSL カードの所持証明書（GCR）の提出は不要とする。

(3) 申請時に第13条に定める手数料を納めること

(4) QSL カードリストに記載する都市番号は、別途指定する表に基づくこと

- (5) 交信（受信）局数を計数するアワードの申請について下位計数の既得アワードがある場合は、既得アワードの発行番号を申請書に記載することで、既得アワード申請時に提出した QSL カードリストの添付を省略できる。
- (6) ステッカーの申請は、貼付する元となるアワードの申請と同時若しくは受領後に行なうことができる。受領後に申請する場合は、当該アワードの発行番号を申請書に記載すること
- (7) 申請に JARL 制定の AJA 申請書を用いた場合は、返信用切手を添付した返信用封筒を同封すること
- (8) WASA において使用しようとする QSL カードにグリッド・スクエア・ロケータの記載が無く、緯度経度が記載されている場合は、申請者が当該緯度経度からグリッド・スクエア・ロケータを算出して使用することができる。この場合、QSL カードリストの備考欄に当該緯度経度を記載すること
- (9) JARL において QSL カードの所持証明を受ける場合、QSL カードの返送のため、返信用切手を添付した返信用封筒を同封すること

（手数料）

第 13 条 アワード申請手数料は、2,000 円（日本国外からの申請は IRC 16 枚でも可）とする。ただし、JARL 会員が申請する場合は、1,000 円（日本国外からの申請は IRC 8 枚でも可）とする。

2 ステッカー申請手数料は、1,000 円（日本国外からの申請は IRC 8 枚でも可）とする。ただし、JARL 会員が申請する場合は 500 円（日本国外からの申請は IRC 4 枚でも可）とする。

3 WAC 申請手数料は、2,200 円とする。

4 QSL カードの所持証明手数料は、1 件のアワードについて QSL カード 50 枚まで 500 円、50 枚を超える場合は、50 枚ごとに 500 円を加算する。

（特異事項の処理）

第 14 条 この規約に含まれない事項については、アワード委員会の審議を経て決定する。

（改廃）

第 15 条 この規約の改廃は、アワード委員会の審議を経て会長が行う。

附 則

1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第 13 条に規定する手数料は、平成 24 年 4 月 1 日から適用するものとし、平成 24 年 3 月 31 日までは、次のとおりとする。

- (1) アワード申請手数料は、1,600 円（日本国外からの申請は IRC 12 枚でも可）とする。ただし、JARL 会員が申請する場合は、800 円（日本国外からの申請は IRC 6 枚でも可）

とする。

- (2) JCC、JCG、AJA 及び WASA のステッカー申請手数料は、800 円（日本国外からの申請は IRC 6 枚でも可）とする。ただし、JARL 会員が申請する場合は 400 円とする。
- (3) WARC アワード、WARC バンド（10MHz-100、18MHz-100 及び 24MHz-100）、JARL Station アワード、アマチュア衛星「ふじ」アワード及び WAKU アワード申請手数料は、1,000 円（日本国外からの申請は IRC8 枚でも可）とする。ただし、JARL 会員が申請する場合は 500 円とする。
- (4) WARC アワードのステッカー申請手数料は、600 円（日本国外からの申請は IRC5 枚でも可）とする。ただし、JARL 会員が申請する場合は 300 円とする。
- (5) WAC 申請手数料は、600 円とする。
- (6) QSL カードの所持証明手数料は、300 円とする。

附 則

この改正規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 23 年 11 月 18 日改正 第 8 条第 3 項(1)、第 12 条(1)

附 則

この改正規約は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

平成 26 年 12 月 19 日改正 第 13 条第 3 項

附 則

この改正規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

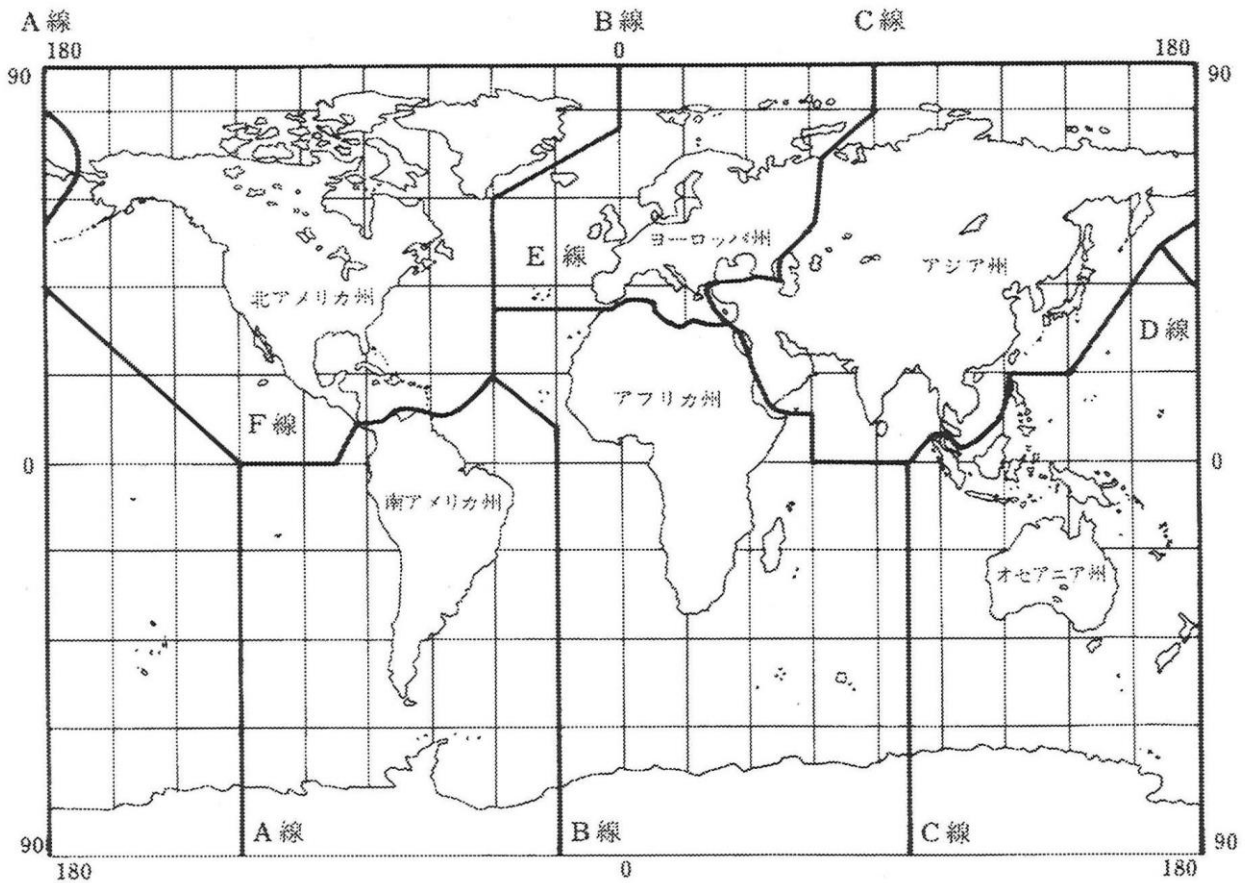
平成 28 年 2 月 28 日改正 第 8 条第 4 項(1)

附 則

この改正規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 24 日改正 第 8 条第 3 項(1)、第 4 項(2)

別図



(注) A線、B線、C線、D線、E線及びF線は、次のとおりとする。

- ① A線は、北極から発して西経 180 度の子午線に沿って Wrangel 島の北東部の四分円に沿ってアラスカの Prins of Wales 岬まで、次いで東経 170 度の子午線と北緯 50 度の緯度線との交点まで、次いで西経 120 度の子午線と赤道との交点まで、次いで西経 120 度の子午線に沿って南極に終わる。
- ② B線は、北極から発してグリニッジ基準子午線に沿って Bear 島の緯度まで、次いで西経 40 度の子午線と北緯 60 度との交点まで、次いで西経 140 度の子午線と北緯 20 度の緯度線との交点まで、次いで西経 20 度の子午線と赤道の交点まで、次いで西経 20 度の子午線に沿って南極に終わる。
- ③ C線は、北極から発して東経 80 度の子午線に沿って北緯 80 度の緯度線まで、次いでロシアとシベリアの境界に沿ってパシュキールとオレンブルグの西の境界まで、次いでカスピ海をイラン国境まで、次いでイランと小アジア（アゼルバイジャン及びジョージア）の北の境界に沿って黒海まで、次いで地中海を横切ってキプロスの南まで、次いでエジプトとイスラエルの境界まで、次いで紅海を中心を下り Perim 島の南まで、次いで Socotra 島の南を通って直線的に東経 60 度の子午線と北緯 12 度の緯度線の交点まで、次いで東経 60 度の子午線と赤道との交点まで、次いで赤道上を東経 90 度の子午線まで、次いで東経 90 度の子午線に沿って南極に終わる。
- ④ D線は、東経 90 度の子午線と赤道との交点から発して、Little Nikobar 島の南まで、次いでインドネシアとマレーシア／シンガポールの境界に沿ってスプラトール島

のま南まで、次いで東経 120 度の子午線と北緯 20 度の緯度線との交点まで、次いで東経 140 度の子午線と北緯 20 度の緯度線との交点まで、次いで東経 170 度の子午線と北緯 50 度の緯度線との交点に終わる。

- ⑤ E 線は、西経 40 度の子午線と、モロッコの Spartel 岬の緯度線（北緯約 36 度）との交点に発して Spartel 岬まで、次いでアフリカ沿岸に沿ってエジプトとイスラエルの境界に終わる。
- ⑥ F 線は、西経 120 度の子午線と赤道との交点に発して、赤道上を西経 100 度の子午線まで、次いで南北アメリカの境界線に沿ってカリブ海まで、次いで海岸沿いに Punta Gallinas まで、次いで Aruba、Curacao 及び Bonaire の北の諸地点まで、次いで La Blanquilla の北端まで、次いで Tobago の北端まで、次いで Tobago の北端の緯度線を西経 50 度の子午線まで、次いで西経 40 度の子午線と北緯 20 度の緯度線の交点に終わる。

都市、郡及び区番号の指定基準について

アワード規約別表 2、別表 3 及び別表 4 の都市番号、郡番号及び区番号は、下記の基準により指定するものとする。

記

- 1 都市、郡及び区が新たに設置された場合は、新番号を指定する。
- 2 都市、郡及び区がその境界を変更し、かつ、名称の変更がない場合は、番号はそのままとする。
- 3 都市、郡及び区の名称が変更された場合は新番号を指定する。
- 4 合併（合体及び編入をいう。）によって都市、郡及び区が廃止された場合、その番号は消滅番号とする。
- 5 都市又は郡の新番号制定にあたっては、官報の告示順とする。
- 6 区の新番号指定にあたっては、当該自治体条例等の記載順とする。